

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例
- 福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例

七 六 六 六 五 五 五 五 四 四 四 四 三 三 二 二

条 例

- 福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例
- 福島県飼料検定条例を廃止する条例
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県立博物館条例の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例
- 福島県古物営業許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県飼料検定条例を廃止する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県古物営業許可申請等手数料条例の一部を改正する条例及び福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日
福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第一号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の一部改正)

第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島県覚せい剤取締法施行条例」を「福島県覚せい剤取締法施行条例」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料研究者」に改める。

別表第二の十一の項中「第一条の表」を「第五条の表」に改め、同表十二の項中「第一条の表」を「第五条の表」に改め、同表二十四の項中「ねこの引取を」を「猫の引取りを」に、「飼いねこ」を「飼い猫」に改め、同表四十九の項中「の製造業の許可」を「又は体外診断用医薬品の製造業の登録」に、「医療機器製造業許可申請手数料」を「医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録申請手数料」に改め、同表五十二の項から五十四の項までの規定中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同表七十の項中「六の項」を「十の項」に改め、同表七十一の項中「八の項」を「十四の項」に改める。

(令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部改正)

第二条 令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例(令和元年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「福島県覚せい剤取締法施行条例」を「福島県覚せい剤取締法施行条例」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料研究者」に改める。

別表三十一の項中「引取を」を「引取りを」に改め、同表六十八の項中「総菜製造業の」を「そうざい製造業の」に、「総菜製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日又はこの条例の公布の日のおずれか遅い日から施行する。ただし、第一条(別表第一の十一の項、同表十二の項、同表二十四の項、同表四十九の項、同表五十二の項から五十四の項まで、同表七十の項及び同表七十一の項)の規定及び第二条(別表三十一の項及び同表

六十八の項)の規定に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県条例第二号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中「(特別徴収に係るものにあつては、一月)を削る。

第六十四条第一項第一号ア(1)及び同号ア(1)、同項第二号ア(1)及び同号ア(1)並びに同項第三号ア(1)、同号ア(1)、同号ウ(1)及び同号ウ(1)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第六十七条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第七十条第三項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第七十一条の七第一項第一号中「係る自動車」の下に「又は軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。)」を加える。

第七十一条の十四の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三号第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六号第一項」に改める。

附則第十条の三の五第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十条の三の七中「自動車」を「自動車又は軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条において同じ。)」に、「自動車」を「自動車又は軽自動車」に改める。

附則第十条の四第二項第二号及び第六号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十四条第一項並びに附則第十条の三の五第四項から第七項まで及び第十条の四第二項の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)以下「改正法」という。)の施行の日
- 二 第六十七条第一項第三号の改正規定 改正法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

(福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち福島県税条例第三十八条の二を第三十八条の二第一項とし、同条に三項を加える改正規定中「次の三項」を「次の四項」に、「この項及び次項」を「この条」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条、第三十九条の十二の二及び第三十九条の二十七の二において同じ。）」に改め、「その他施行規則に規定する方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

5 第二項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前三項の規定は、適用しない。

第四条のうち福島県税条例第三十九条の十二の二を第三十九条の十二の三とし、第三十九条の十二の次に一条を加える改正規定中「この項及び次項」を「この条」に改め、「法第七百六十二条第一号に規定する」及び「その他施行規則に規定する方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

4 第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前三項の規定は、適用しない。

第四条のうち福島県税条例第三十九条の二十七の次に一条を加える改正規定中「この項及び次項」を「この条」に改め、「法第七百六十二条第一号に規定する」及び「その他施行規則に規定する方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

4 第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、前三項の規定は、適用しない。

第四条のうち福島県税条例附則第八条の六第一項の改正規定を次のように改める。

附則第八条の六第一項中、「〔税務署長〕を「〔税務署長〕と、第三十九条の二十七の二第二項中「第三十九条の二十六各項及び前条各項」とあるのは「第三十九条の二十六各項」と、「限る。」は、前二条」とあるのは「限る。」は、同条」と、「第三十九条の二十六各項又は前条各項」とあるのは「同条各項」と、「申告については、

前二条」とあるのは「申告については、第三十九条の三十六」と、「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法により知事」とあるのは「あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として施行規則に規定する方法により」と、第三十九条の二十七の二第三項中「法第七百六十二条第一号の機構」とあるのは「同項の国税庁」と、「電子計算機（入出力装置を含む。）」とあるのは「電子計算機」と、「同項に規定する知事」とあるのは「税務署長」と、第三十九条の二十七の二第四項中「第一項の」とあるのは「消費税法第四十六条の三第一項の適用を受けている」と、「電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事」とあるのは「同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長」と、「同項の申告」とあるのは「第一項の申告」に改める。

第三条 福島県税条例等の一部を改正する条例（令和元年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
附則第一条第八号中「平成三十一年法律第十四号」を「令和元年法律第十二号」に改める。

福島県条例第三号
福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第九条の八及び第九条の九中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。
(税 務 課)

福島県条例第四号
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機

関が知事と協議して別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第五号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二土地の項中「190円」を「230円」に、「390円」を「470円」に、「1,110円」を「1,170円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(財産管理課)

福島県条例第六号

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表七の項ア中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表十四の項イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表七の項アの改正規定は、公布の日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第七号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の十五の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第八号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

福島県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條の次に次の一条を加える。

第十一条の二 浄化槽保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士に、第二条第二項の有効期間ごとに一回以上、規則で定める浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に福島県浄化槽保守点検業者登録条例第二条第一項又は第三項の登録を受けている者のうち、令和三年三月三十一日までに同条第二項の有効期間が満了し、かつ、同条第三項の更新の登録を受けようとするものにあつては、当該更新の登録に当たっては、この条例による改正後の第十一条の二の規定は、適用しない。

(一般廃棄物課)

福島県条例第九号

福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

福島県浄化槽法施行条例(平成十一年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第二十四号とし、第十六号を第二十号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十一 法附則第十一条第一項の規定による助言又は指導

二十二 法附則第十一条第二項の規定による勧告

二十三 法附則第十一条第三項の規定による命令

第二条中第十五号を第十九号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

十六 法第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議の受理(特定行政庁の権限に係るものを除く。)

十七 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成
十八 法第四十九条第二項の規定による情報提供の要請

第二条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 法第十一条の二の規定による届出の受理

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(一般廃棄物課)

福島県条例第十号

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(平成二十年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(国民健康保険課)

福島県条例第十一号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表一の項から五の項までの規定中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第十二号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第十三号

福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

福島県がん対策の推進に関する条例(平成二十六年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第二十五条」を「第二十八条第三号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(健康づくり推進課)

福島県条例第十四号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理担当職員」に改め、同条中「第三十四条第一項」を「第三十七条の三第一項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に、「法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項」を加え、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

第三条の表四の項上欄中「者」の下に「(動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号。以下「改正法」という。)) 附則第四条第一項によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)) 第二十六条第一項の特定動物の飼養又は保管の許可に係る旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者を含む。」を加え、同表五の項上欄中「引取」を「引取り」に改める。

第四条第八号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二号の六第二項、第二十四条の二」を「第二十一条の五第二項、第二十四条の二の二」に改め、同条第十二号中「第二十二号の六第三項、第二十三号第三項(法第二十四条の四)」を「第二十二号の六、第二十三号第四項(法第二十四条の四第一項)に、「第二十五条第二項及び第三項」を「第二十四条の二第二項、第二十五条第三項及び第四項」に改め、同条中第三十四号を第三十六号とし、第十六号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に、「第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 法第二十五条第一項の規定による指導又は助言

第四条第十四号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「並びに第二十五条第一項及び第三項」を、「第二十四条の二第一項並びに第二十五条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十五 法第二十三条第三項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による公表

附 則
この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定（五の項上欄中「引取」を「引取り」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
（食品生活衛生課）

福島県条例第十五号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第一条 福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項及び第五十一条並びに」を「第五十一条及び」に改める。
第二条第一項第一号中「動物飼育室、事務室等」を「事務室その他動物の飼育に必要な設備」に改める。

第三条第一項中「法第五十条第二項に規定する」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条の改正前の食品衛生法第五十条第二項の規定により定められた」に、同条第二項中「第五十条第三項」を「第五十条第二項」に改める。

別表第三の二の表めん類製造業の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「乾めん」を「乾麺」に、「めん類」を「麺類」に、「生めん」を「生麺」に、「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同表添加物製造業の項中「総菜製造業」を「そうざい製造業」に改め、同表添加物製造業の項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第四の三十一の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表三十二の項中「総菜製造業」を「そうざい製造業」に改める。

第二条 福島県食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条を削る。
第四条中「別表第三」を「別表第一」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「別表第四」を「別表第二」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表第一とし、別表第四を別表第二とする。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条第一項第一号の改正規定、別表第三の二の表総菜製造業の項の改正規定及び別表第四の三十二の項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和三年六月一日

福島県条例第十六号

（食品生活衛生課）

福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第一号中「（厚生労働大臣の行う登録の申請にあつては、二万七千円）を削り、同表第三号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「（厚生労働大臣の行う登録の更新の申請にあつては、六千八百円）」を削り、同表第四号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同表第六号中「（厚生労働大臣の行う登録の変更の申請にあつては、三千二百円）」を削る。

第三条第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同条第五号中「命令」の下に「（特定毒物研究者に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（薬務課）

福島県条例第十七号

福島県覚せい剤取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県覚せい剤取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県覚せい剤取締法施行条例

本則中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料輸出業者」を「覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

第一条の表一の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第二条第二号中、「第十二条第二項及び第三項並びに第三十条の十四」を「並びに第十二条第二項及び第三項」に改め、同条第四号中「申請」の下に「（法第三十条の五において準用する場合（覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者に係るものに限る。）を含む。）」を加え、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 法第三十条の十四第一項、第二項及び第三項の規定による届出の受理及び知事への送付

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

（薬務課）

福島県条例第十八号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表二の表通信塔附属設備（規則で定めるもの。）の項の次に次のように加える。

屋内水槽試験棟附属設備 (規則で定めるもの。)	規則で定める使用単位	五二、一〇〇円の範囲内で 規則で定める額
----------------------------	------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

福島県条例第十九号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）

第六条の授業料等減免を受けようとする者に係る入校料の納入方法については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、福島県収入証紙により納めなければならない。

第二十条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を「前二項の規定による」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六条の授業料等減免を受けようとする者に係る授業料の納入方法については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、前項に掲げる区分に応じた授業料を納入通知書により納めなければならない。

第二十一条第三項中「知事は」の下に、「前項に定める者のほか」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、法第八条第一項の授業料等減免対象者として認定を受けた者については、入校料及び授業料の全部又は一部を免除する。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(農業担い手課)

福島県条例第二十号

福島県飼料検定条例を廃止する条例

福島県飼料検定条例（昭和五十二年福島県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第二十一号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項本文中「一・一を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・一を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		甲 地 (第三級地)	乙 地 (第四級地)	丙 地 (第五級地)
一 法第三 十二条第 一項第一 号に掲げ る工作物	一本に つき一 年	五二〇	四二〇	三二〇
第一種電柱		七九〇	六五〇	五八〇
第二種電柱		一、一〇〇	八八〇	七八〇
第一種電話柱		四六〇	三八〇	三四〇
第二種電話柱		七三〇	六一〇	五四〇
第三種電話柱		一、〇〇〇	八三〇	七四〇

その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類		共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類
						長さメートル	面積		
年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 表示面	年つき一 トルに 方メー 積一平 面積		年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面
九一〇	一、九〇〇	三八〇	九一〇	二七〇	四五〇	三	五	四六	
七六〇	九六〇	三二〇	七六〇	二三〇	三七〇	二	四	三八	
六八〇	六七〇	二八〇	六八〇	二〇〇	三三〇	二	三	三四	

三 法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	二 法第三十二条第一項第二号に掲げる物件								
	外径が〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	長さメートル 面積
年つき一 トルに 方メー 積一平 占用面									
五五〇	二七〇	一九〇	一一〇	八二	五五	四一	二七	一九	
四五〇	二三〇	一六〇	九一	六八	四五	三四	二三	一六	
四一〇	二〇〇	一四〇	八一	六一	四一	三〇	二〇	一四	

十 政令第七条第六号に掲げる 仮設建築物及び同条第七号に 掲げる施設	九 政令第七条第四号に掲げる 工事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料	八 政令第七条第三号に掲げる 施設	七 政令第七条第二号に掲げる 工作物	を除く。）	
				アーチ	
				その他 のもの	車道を 横断す るもの
占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	一基に つき一	積一平 方メー トルに つき一
九一	一九〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	九一〇	九三〇	一九〇
七六	九六		七六〇	四八〇	九六
六八	六七		六八〇	三三〇	六七〇

十三 政令 第七条第 十号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	十二 政令 第七条第 九号に掲 げる施設		十一 政令 第七条第 八号に掲 げる施設			占用面 積一平 方メー トルに つき一	
	建築物	その他のもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に 設けるもの				
			地下(ト ンネルの 上の地下 を除く。) に設ける もの	階数が 二のも の	階数が 一のも の		上空に設けるもの
占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	階数が 三以上 のもの	階数が 二のも の	階数が 一のも の	占用面 積一平 方メー トルに つき一	
Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額
Aに〇・〇 一三を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一三を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一三を乗じ て得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額
Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇 二三を乗じ て得た額

十四 政令 第七条第 十一号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二三を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇・〇 三三を乗じて得た額	Aに〇・〇・〇 三三を乗じて得た額	Aに〇・〇・〇 三三を乗じて得た額
十五 政令 第七条第 十二号に掲 げる器具	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のもの に限る。)の路面 下に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇・〇三三を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇・〇三三を乗じて得た額		
十六 政令 第七条第 十三号に 掲げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のもの に限る。)の路面 下に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二三を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇・〇三三を乗じて得た額		
その他のもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇・〇三三を乗じて得た額			

別表備考2(1)中「及び郡山市」を「郡山市及び大熊町」に改め、同表備考2(2)中「泉崎村、矢吹町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、新地町及び飯館村」を「会津坂下町、湯川村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、三春町、広野町、双葉町、浪江町及び新地町」に改め、同表備考2(3)中「会津坂下町、湯川村」、「西郷村、中島村」及び「三春町」を削り、「広野町、川内村、浪江町及び葛尾村」を「榎葉町、富岡町、川内村、葛尾村及び飯館村」に改める。

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

- 既存の占用物件における令和二年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に一・二を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。
(道路計画課)

福島県条例第二十二号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「四四〇円」を「五一〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

共架電線その他上空に設ける線類	一年メートル	五円
地下に設ける電線その他の線類	一年メートル	三円

別表第二の二の表変圧塔の項及び送電塔の項中「七九〇円」を「九一〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの項中「九〇円」を「一一〇円」に、「二四〇円」を「二七〇円」に、「四七〇円」を「五五〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三三〇円」を「三八〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「七九〇円」を「九一〇円」に改め、同表標識の項中「六三〇円」を「七三〇円」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設の項及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の項中「一七〇円」を「一九〇円」に改める。

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。
(まちづくり推進課)

福島県条例第二十三号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三十六条の三第四項中「第一百二十二条第十四項」を「第一百二十二条第十九項」に改める。

第三十七条第一号を次のように改める。

- 数は、二以上とし、避難上有効に配置すること。
- 第三十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加

える。
二 客席の定員が次の表の上欄に掲げる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の出入口を設けること。

客 席 の 定 員	出入口の数
三百人を超え六百人以下のもの	三
六百人を超え千人以下のもの	四
千人を超えるもの	五

第四十四条の次に次の一条を加える。

(区画避難安全性を有する建築物の区画部分に対する適用除外)

第四十四条の二 令第二百二十八条の六第二項に規定する区画避難安全性を有する建築物の区画部分(以下単に「区画部分」という。)については、第七条第一号及び第二号(小学校及び義務教育学校(前期課程で使用する校舎に限る。))に限る。)、第三十七条第二号から第四号まで、第四十条の二(客席部と舞台部が同一区画部分にある場合に限る。))並びに第四十条の三第一項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築指導課)

福島県条例第二十四号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の表住宅部分の部性能基準(省令第一条第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一))に規定する基準をいう。)の款の次に次のように加える。

モデル住宅法(省令第一条第一項第一号イ(一))及び び同号ロ	一戸建ての住宅で二百平方メートル未満	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一戸建ての住宅で二百平方メートル以上	二一、〇〇〇円	六、〇〇〇円	

(二)に規定する基準をいう。)

方メートル以上	共同住宅等で三百平方メートル未満	共同住宅等で三百平方メートル以上二千平方メートル未満	共同住宅等で二千平方メートル以上五千平方メートル未満	共同住宅等で五千平方メートル以上
三七、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一七三、〇〇〇円	八九、〇〇〇円
一一、〇〇〇円	二三三、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円		

第三条第一項第七号の表住宅部分の部仕様基準(省令第一条第一項第二号イ(二)及び同号ロ(二))に規定する基準をいう。)の款中「第一条第一項第二号イ(二)及び同号ロ(二)」を「第一条第一項第二号イ(三)及び同号ロ(三)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第二十五号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例(昭和六十一年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
別表備考1中「による展示品を観覧する場合」の下に「(常設展の展示品を併せて観覧する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第二十六号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例(昭和三十九年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正

する。

別表中福島県立喜多方高等学校の項を削り、
「福島県立小名浜高等学校 いわ
き市」を「福島県立いわき海星高等学
校 いわ

き市」を「福島県立小名浜海星高等学
校 いわき市」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第二十七号

福島県古物営業許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県古物営業許可申請等手数料条例(平成七年福島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(生活安全企画課)

福島県条例第二十八号

福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

福島県監査委員に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を第九条とする。

第五条の二第二項及び第四項中「第二百四十二条第五項」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「第七十五条第二項若しくは第三項、第九十九条第九項若しくは第十二項又は第二百四十二条第三項、第四項若しくは第九項」を「第七十五条第二項、第三項若しくは第五項、第九十九条第九項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項若しくは第十五項又は第二百四十二条第四項、第五項若しくは第九項」に改め、「監査の結果」の下に、「意見の内容」を加え、同条第二項中「第七十五条第三項」を「第七十五条第三項若しくは第五項」に、「第九十九条第九項」を「第九十九条第九項、第十項若しくは第十三項」に、「第二百四十二条第四項」を「第二百四十二条第五項」に改め、同条第三項中「第九十九条第十二項」を「第九十九条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3 法第九十九条第十一項又は第二百四十二条第四項の規定による勧告の内容の通知又は公表は、速やかに行わなければならない。

第四条を第六条とし、第三条の二を第五条とする。

第三条第一項中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」

に改め、「又は検査」を削り、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改め、同項を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一 法第五十条第六項の規定による報告書についての意見 当該報告書が審査に付された日から四十日以内

第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

3 法第二百四十二条第十項又は第二百四十三条の二第二項の規定による意見の聴取に際しては、監査委員は、速やかにその意見を議会に提出しなければならない。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(監査基準の公表)

第三条 法第九十八条の四第三項又は第四項の規定による監査基準の公表は、福島県報に登載して行う。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(監査総務課)

